

# 遠野市認知症 ケアパス

～認知症になっても地域で安心して暮らし続けるために～

(第1版)



平成27年4月

遠野市長寿課

## 目次

1. 「認知症ケアパス」ってなに？ … 1
2. 認知症について … 2
3. ケアパス一覧表の見方 … 5
4. ケアパス一覧表 … 6
5. ケアパス一覧表各種サービスの内容 … 8

## 1. 「認知症ケアパス」ってなに？

「認知症ケアパス」とは、認知症を発症したときから、生活をする上で色々な支障が出てくる中で、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを標準的に示すものです。

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためにこの「認知症ケアパス」をご活用ください。

### チェック!!

まずは下記のチェックシートでチェックしてみましょう！なお、このチェック表は認知症の診断をするものではありませんのでご了承ください。

- 同じことを何度も言う・問う・する。
- しまい忘れ置き忘れが増え、いつも探し物をしている。
- 財布・通帳・衣類などを盗まれたと人を疑う。
- 曜日や日付を何度も確認しないと忘れてしまう。
- 料理の味が変わったと家族に言われた。
- 薬の飲み忘れや、飲んだかどうかわからなくなることがある。
- 新しいことが覚えられない。
- いらいらして怒りっぽくなった。
- 一人でいるのが不安になったり、外出するのがおっくうになった。
- 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった。

ひとつでも思い当たる場合はまず相談！かかりつけ医や地域包括支援センターにこれからのことを早めに相談してみましょう。

## 2. 認知症について

### (1) 認知症とは？

脳は、私たちのほとんどあらゆる活動をコントロールしている司令塔です。認知症は司令塔である脳がいろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態を言います。(およそ6ヵ月以上継続)

### (2) 脳の状態でみる認知症

認知症を引き起こす病気のうち、もっとも多いのは、脳の神経細胞がゆっくりと死んでいく「変性疾患」と呼ばれる病気です。アルツハイマー病、前頭・側頭型認知症、レビー小体病などがこの「変性疾患」にあたります。

続いて多いのが、脳梗塞、脳出血、脳動脈硬化などのために、神経の細胞に栄養や酸素が行き渡らなくなり、その結果その部分の神経細胞が死んだり、神経のネットワークが壊れてしまう脳血管性認知症です。



健康な脳



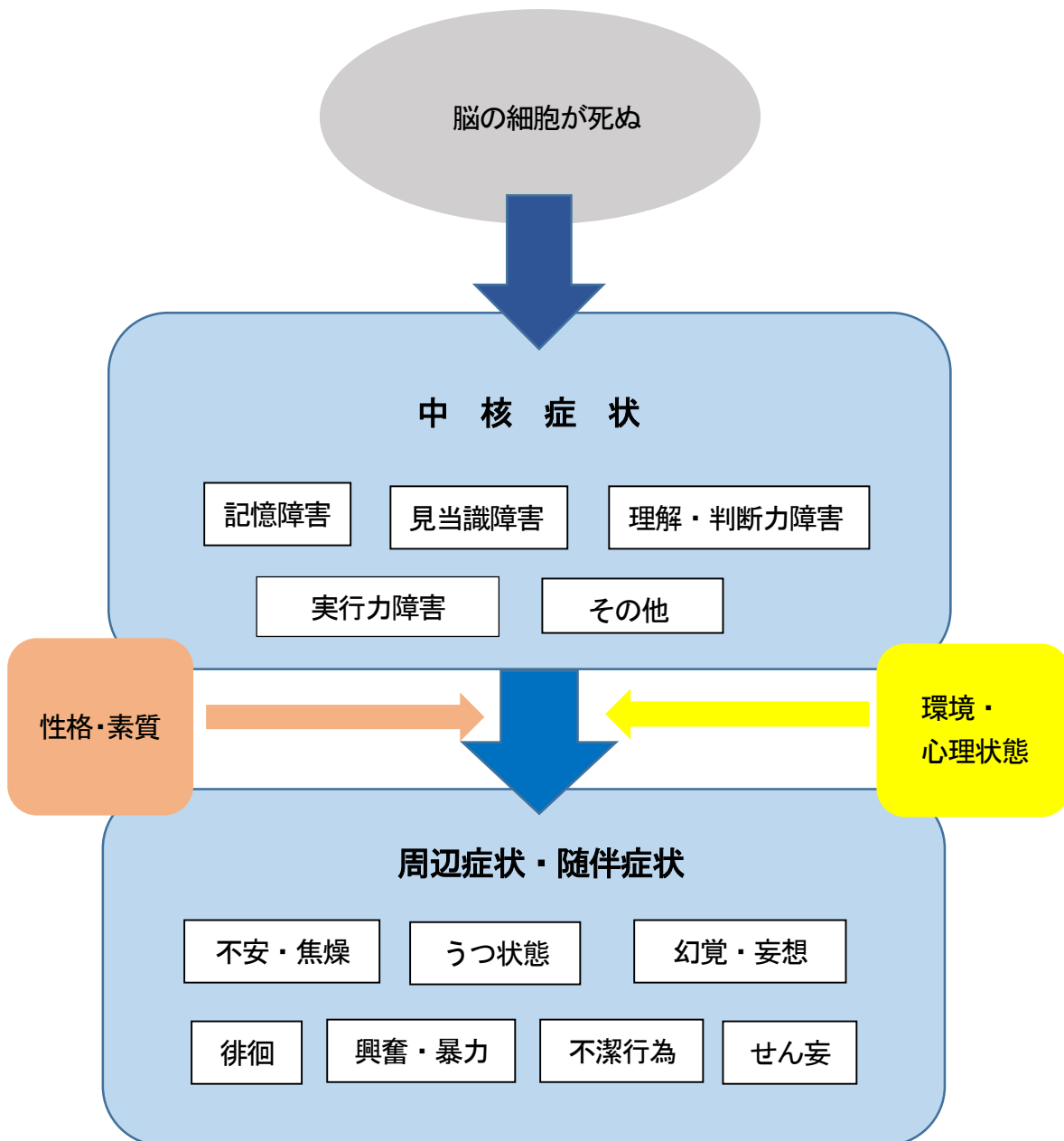
脳の細胞がびまん性に死んで脳が萎縮する(アルツハイマー病などの変性疾患)



血管が詰まって一部の細胞が死ぬ(脳血管性認知症)

### (3) 認知症の症状

脳の細胞が壊れることによって直接起こる中核症状と、本人がもともと持っている性格や環境、人間関係などさまざまな要因がからみあって、うつ状態やせん妄のような精神疾患や、日常生活への適応を困難にする行動上の問題が起こる行動・心理症状があります。



#### (4) 早期診断・早期発見の大切さ

認知症は、めずらしい病気ではなく、どなたにも起こり得る病気です。

「認知症は治らない病気だから、病院にいても意味がない。」という方もいますが、これは誤った考えです。認知症の場合でも、早期診断・早期発見することで、適切な治療・内服で症状が改善したり、進行を遅らせることができます。「認知症かな？」と思ったら、できるだけ早くかかりつけ医や相談機関に相談し、専門家のアドバイスを受けることが大切です。

### ○治る病気や一時的な症状の場合がある

正常圧水頭症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫などに起因する認知症の場合、脳外科的な処置で劇的に良くなる場合もあります。甲状腺ホルモンの異常の場合は、内科的な治療で良くなります。薬の不適切な使用が原因で認知症のような症状が出た場合は、薬をやめるか調整すれば回復します。このように早めに受診、治療を受けることで良くなるものもあるので、一日も早い受診が必要なのです。

### ○早い時期に受診することのメリット

アルツハイマー型等のように、治療しても完治することが難しい病気の場合でも、薬で進行を遅らせることができ、健康な時間を長くすることができます。

病気のことを理解できる時点で受診をすることで、認知症についての理解を深めておけば、本人、家族が生活上の障害を軽減でき、その後のトラブルを減らすことも可能です。

障害の軽いうちに後見人を自分で決めておく(任意後見制度)等の準備や手配をしておけば、認知症はあっても自分らしい生き方を送ることができます。

## ◎ご家族へ

認知症と診断されても「あわてて騒がないこと」が大事です。医療機関へ診断・相談する場合にはご家族の冷静な情報がとても大切です。本人と家族が穏やかで心地よい生活を送ることを目標に冷静な対応を心がけましょう。

3. ケアパス一覧表の見方（認知症の発症からその進行状況に合わせて適切な支援内容が一覧表として掲載されています。）



	軽度	⇒	中度	⇒	重度
認知症の生活機能障害	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
支援の内容	物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者の対応などが1人では難しい	着替えや食事、トイレ等がうまくできない	ほぼ寝たきりで意思の疎通が困難である
介護予防・悪化予防					
他者とのつながり支援					
仕事・役割支援					
安否確認・見守り					
生活支援					
身体介護					
医療					
家族支援				例 家族介護教室(行政)⑬	
緊急時支援 (精神症状がみられる等)					
住まい サービス付き高齢者住宅等					
グループホーム、介護老人福祉施設等居住系サービス					

「認知症の疑い」から「常に介護が必要」までの生活機能障害に応じて対応するサービス等が記載されています。

各種サービスの内容やお問い合わせ先は、「5. ケアパス一覧表各種サービスの内容」に掲載されています。  
例えば、「家族介護教室(行政)」のことであれば、番号⑬にその説明がされています。

生活に必要な支援やサービスを分類しています。

#### 4. 遠野市認知症ケアパス一覧表

認知症の生活機能障害	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
支援の内容	物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者の対応などが1人では難しい	着替えや食事、トイレ等がうまくできない	ほぼ寝たきりで意思の疎通が困難である
介護予防・悪化予防	訪問指導・健康教室・健康相談（行政）① 元氣・楽しく高齢者体力アップ事業（行政）② 介護予防総合事業（行政）③ 生きがい活動支援通所事業（行政）④ 生活管理指導短期宿泊事業⑤	訪問指導・健康教室・健康相談（行政）① 元氣・楽しく高齢者体力アップ事業（行政）② 介護予防総合事業（行政）③ 生きがい活動支援通所事業（行政）④ 生活管理指導短期宿泊事業⑤	認知症対応型通所介護（介護保険サービス）⑬ 通所介護（介護保険サービス）⑭ 通所リハビリテーション（介護保険サービス）⑮ 小規模多機能型居宅介護（介護保険サービス）⑯	認知症対応型通所介護（介護保険サービス）⑬ 通所介護（介護保険サービス）⑭ 通所リハビリテーション（介護保険サービス）⑮ 小規模多機能型居宅介護（介護保険サービス）⑯	認知症対応型通所介護（介護保険サービス）⑬ 通所介護（介護保険サービス）⑭ 通所リハビリテーション（介護保険サービス）⑮ 小規模多機能型居宅介護（介護保険サービス）⑯ 訪問リハビリテーション（介護保険サービス）⑰
他者とのつながり支援	老人クラブ⑦ サロン・高齢者交流会等⑧ なごみカフェ（認知症カフェ）⑨	老人クラブ⑦ サロン・高齢者交流会等⑧ なごみカフェ（認知症カフェ）⑨	認知症対応型通所介護（介護保険サービス）⑬ 通所介護（介護保険サービス）⑭ なごみカフェ（認知症カフェ）⑨	認知症対応型通所介護（介護保険サービス）⑬ 通所介護（介護保険サービス）⑭ なごみカフェ（認知症カフェ）⑨	
仕事・役割支援	シルバー人材センター⑩ ボランティア活動センター⑪	シルバー人材センター⑩ ボランティア活動センター⑪			
安否確認・見守り	緊急通報体制整備事業（行政）⑫ ひとり暮らし高齢者見守り支援事業（行政）⑬ 配食サービス事業（行政・社協）⑭	緊急通報体制整備事業（行政）⑫ ひとり暮らし高齢者見守り支援事業（行政）⑬ 配食サービス事業（行政・社協）⑭	緊急通報体制整備事業（行政）⑫ ひとり暮らし高齢者見守り支援事業（行政）⑬ 配食サービス事業（行政・社協）⑭ 小規模多機能型居宅介護（介護保険サービス）⑯ 福祉用具貸与【認知症高齢者徘徊感知器含む】（介護保険サービス）⑰	緊急通報体制整備事業（行政）⑫ ひとり暮らし高齢者見守り支援事業（行政）⑬ 配食サービス事業（行政・社協）⑭ 小規模多機能型居宅介護（介護保険サービス）⑯ 福祉用具貸与【認知症高齢者徘徊感知器含む】（介護保険サービス）⑰	緊急通報体制整備事業（行政）⑫ ひとり暮らし高齢者見守り支援事業（行政）⑬ 配食サービス事業（行政・社協）⑭ 小規模多機能型居宅介護（介護保険サービス）⑯
生活支援	外出支援サービス（行政）⑱ 軽度生活援助サービス（行政）⑲ 老人日常生活用具給付・貸与（行政）⑳ 移送サービス（社協）㉑ 民間配食サービス㉒ 生活支援有償サービス㉓	外出支援サービス（行政）⑱ 軽度生活援助サービス（行政）⑲ 老人日常生活用具給付・貸与（行政）⑳ 移送サービス（社協）㉑ 民間配食サービス㉒ 生活支援有償サービス㉓ 日常生活自立支援事業㉔	外出支援サービス（行政）⑱ 軽度生活援助サービス（行政）⑲ 老人日常生活用具給付・貸与（行政）⑳ 小規模多機能型居宅介護（介護保険サービス）⑯ 訪問介護（介護保険サービス）㉑ 移送サービス（社協）㉒ 民間配食サービス㉓ 生活支援有償サービス㉔ 成年後見制度㉕	外出支援サービス（行政）⑱ 軽度生活援助サービス（行政）⑲ 老人日常生活用具給付・貸与（行政）⑳ 小規模多機能型居宅介護（介護保険サービス）⑯ 福祉用具貸与（介護保険サービス）㉑ 移送サービス（社協）㉒ 民間配食サービス㉓ 生活支援有償サービス㉔ 成年後見制度㉕	外出支援サービス（行政）⑱ 軽度生活援助サービス（行政）⑲ 老人日常生活用具給付・貸与（行政）⑳ 小規模多機能型居宅介護（介護保険サービス）⑯ 福祉用具貸与（介護保険サービス）㉑ 移送サービス（社協）㉒ 民間配食サービス㉓ 生活支援有償サービス㉔ 成年後見制度㉕



認知症の生活機能障害	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
支援の内容	物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者の対応などが1人では難しい	着替えや食事、トイレ等がうまくできない	ほぼ寝たきりで意思の疎通が困難である
医療	認知症疾患医療センター（岩手医大付属病院内） ① 認知症サポート医③ かかりつけ医	認知症疾患医療センター（岩手医大付属病院内） ① 認知症サポート医③ かかりつけ医	認知症疾患医療センター（岩手医大付属病院内） ① 認知症サポート医③ かかりつけ医	認知症疾患医療センター（岩手医大付属病院内） ① 認知症サポート医③ かかりつけ医	認知症疾患医療センター（岩手医大付属病院内） ① 認知症サポート医③ かかりつけ医
家族支援	認知症の人を介護している家族のつらい（行政） ⑫ 家族介護教室（行政）⑬ 家族介護者交流事業（行政）⑭ なごみカフェ（認知症カフェ）⑲ 地域包括支援センター④ 在宅介護支援センター④	認知症の人を介護している家族のつらい（行政） ⑫ 家族介護教室（行政）⑬ 家族介護者交流事業（行政）⑭ なごみカフェ（認知症カフェ）⑲ 地域包括支援センター④ 在宅介護支援センター④	認知症の人を介護している家族のつらい（行政） ⑫ 家族介護教室（行政）⑬ 家族介護者交流事業（行政）⑭ なごみカフェ（認知症カフェ）⑲ 地域包括支援センター④ 在宅介護支援センター④	認知症の人を介護している家族のつらい（行政） ⑫ 家族介護教室（行政）⑬ 家族介護者交流事業（行政）⑭ なごみカフェ（認知症カフェ）⑲ 地域包括支援センター④ 在宅介護支援センター④	認知症の人を介護している家族のつらい（行政） ⑫ 家族介護教室（行政）⑬ 家族介護者交流事業（行政）⑭ なごみカフェ（認知症カフェ）⑲ 地域包括支援センター④ 在宅介護支援センター④
緊急時支援 （精神症状がみられる等）	認知症疾患医療センター（岩手医大付属病院内） ①	小規模多機能型居宅介護（介護保険サービス）⑩ 短期入所生活介護（介護保険サービス）⑲ 認知症疾患医療センター（岩手医大付属病院内）①	小規模多機能型居宅介護（介護保険サービス）⑩ 短期入所生活介護（介護保険サービス）⑲ 認知症疾患医療センター（岩手医大付属病院内）①	小規模多機能型居宅介護（介護保険サービス）⑩ 短期入所生活介護（介護保険サービス）⑲ 認知症疾患医療センター（岩手医大付属病院内）①	小規模多機能型居宅介護（介護保険サービス）⑩ 短期入所生活介護（介護保険サービス）⑲ 認知症疾患医療センター（岩手医大付属病院内）①
住まい サービス付き高齢者住宅等	生活支援ハウス運営事業（行政）⑮ サービス付き高齢者住宅⑳	生活支援ハウス運営事業（行政）⑮ サービス付き高齢者住宅⑳	サービス付き高齢者住宅㉑	サービス付き高齢者住宅㉑	サービス付き高齢者住宅㉑
グループホーム、介護老人福祉施設等居住系サービス			認知症対応型共同生活介護（介護保険サービス） ㉕	認知症対応型共同生活介護（介護保険サービス） ㉕ 介護老人福祉施設（介護保険サービス）㉖	認知症対応型共同生活介護（介護保険サービス） ㉕ 介護老人福祉施設（介護保険サービス）㉖

## 5. ケアパス一覧表各種サービスの内容

ここでは「遠野市認知症ケアパス一覧表」に掲載している各種サービスの内容についての説明となります。サービス毎に番号を付けていますので確認しながらご覧になってください。

なお、介護保険サービスについては、介護認定を受けなければなりません。介護認定の申請についてのご相談は、遠野市長寿課介護保険係、遠野市地域包括支援センター又は在宅介護支援センターにお尋ねください。

### □問い合わせ先

遠野市長寿課 介護保険係 TEL：62-5111（内線25・26・60）

遠野市地域包括支援センター TEL：62-5111（内線16・23）

遠野市在宅介護支援センター

名 称	担当地域	電 話
在宅介護支援センター遠野	遠野町（12・13区を除く）	63-1328
在宅介護支援センター松崎	松崎町・遠野町12・13区	60-1331
在宅介護支援センター小友・綾織	綾織町・小友町・宮守町鱒沢	68-2460
在宅介護支援センター附馬牛・土淵	附馬牛町・土淵町	64-2077
在宅介護支援センター上郷・青笹	上郷町・青笹町	65-3680
在宅介護支援センター宮守	宮守町宮守・宮守町達曾部	67-2265

### ①訪問指導、健康教育、健康相談

閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある（又はこれらの状態にある）二次予防事業対象者を対象に、保健師等が対象者の居宅等を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な助言・指導を行います。

### □問い合わせ先

長寿課長寿福祉係 TEL：62-5111（内線15）

### ②元気・楽しく高齢者体力アップ事業

高齢者向けトレーニング機器を使用し、筋力を強化することで生活動作機能の向上を図ります。

また、セラバンドを利用するなどして運動器の機能向上を図り、転倒骨折予防、アクティビティ（日常生活活性化）、生活全般のQOL（生活の質）を高めるための指導を行います。

利用者負担 1回200円

### □問い合わせ先

長寿課長寿福祉係 TEL：62-5111（内線15）

### ③介護予防総合事業

体カトレーニングを行うとともに、おいしく楽しく安全に食生活を送れるように摂食・嚥下機能訓練、口腔衛生状態の改善提案をします。

また、低栄養状態の改善のために栄養改善に関する指導を行います。

あわせて、高齢者の思い出を聞き、互いに学び楽しむことを体験することで、それが心理面に働きかけられ心身ともに元気になっていただく回想法を行い、うつや閉じこもりの予防を図ります。

利用者負担 1回 200円

□問い合わせ先

長寿課長寿福祉係 TEL：62-5111（内線15）

### ④生きがい活動支援通所事業

ふれあいホーム（デイサービスセンター）及び地区公民館等に生きがい活動援助員を配置し、利用対象者の希望及び身体状況に応じ、各種サービスを提供します。（月2回まで）

利用者負担 1日 100円、食費実費（社協 500円、みやもり荘 600円）

□問い合わせ先

長寿課長寿福祉係 TEL：62-5111（内線15）

### ⑤生活管理指導短期宿泊事業

ひとり暮らし高齢者等が健全な社会生活を送れるよう養護老人ホーム等に一時的に宿泊し、生活習慣等の改善指導を受け、体調調整を図る事により、要介護状態への移行を予防します。

※利用対象者は自立高齢者、要支援1・2の方で、基本は7日以内の利用。

利用者負担 1日 700円食費 1食 500円

□問い合わせ先

長寿課長寿福祉係 TEL：62-5111（内線15）

### ⑥緊急通報体制等整備事業

在宅のひとり暮らし高齢者等に対し急病時や災害時等に迅速かつ適切に対応できるよう緊急通報装置を貸与します。

□問い合わせ先

長寿課長寿福祉係 TEL：62-5111（内線15）

### ⑦ひとり暮らし高齢者等見守り支援事業

閉じこもり高齢者や認知症高齢者を週1回の訪問を通じて、安否の確認を行

う事業です。

近所の交流が少なく、介護保険サービスなど定期的なサービス利用をしていない高齢者が対象となります。

問い合わせ先

長寿課包括支援係 TEL：62-5111（内線16・23）

#### ⑧配食サービス事業

高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、希望者への「食」に関するサービスの総合調整を図り、調理が困難な高齢者等、配食サービスが必要な高齢者に対しては、定期的な訪問による栄養バランスのとれた食事の提供とともに、利用者の安否確認を行います。

利用者負担 1食当たり 500円

問い合わせ先

長寿課長寿福祉係 TEL：62-5111（内線15）

#### ⑨外出支援サービス

歩行困難な方等を移送用車両（リフト付車両、ストレッチャー付車両等）により、利用者の居宅と医療機関等の間を送迎します。（月2日まで）

利用者負担 片道 500円

問い合わせ先

長寿課長寿福祉係 TEL：62-5111（内線15）

#### ⑩軽度生活援助サービス

軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能とするとともに、要介護状態への移行を防止します。（週2日まで）

利用者負担 1時間当たり 200円で2時間まで

問い合わせ先

長寿課長寿福祉係 TEL：62-5111（内線15）

#### ⑪老人日常生活用具給付・貸与

在宅のひとり暮らし高齢者等に介護保険対象外の日常生活用具を給付・貸与します。（電磁調理器、火災警報器、自動消火器、老人用電話）

自己負担 課税状況による

問い合わせ先

長寿課長寿福祉係 TEL：62-5111（内線15）

⑫認知症の人を介護している家族のつどい

介護者同士が交流することでお互いの悩みや不安を分かち合い、また、正しい認知症ケアを理解することで、認知症介護の負担感を軽減することを目的に開催します。

□問い合わせ先

長寿課包括支援係 TEL：62-5111（内線16・23）

⑬家族介護教室

高齢者を介護している家族や近隣の援助者のために、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得できる教室を開催します。

教材費自己負担

□問い合わせ先

長寿課包括支援係 TEL：62-5111（内線16・23）

⑭家族介護者交流事業

高齢者を介護している家族の交流会を行い、介護から一時的に解放すると共に、介護者相互の交流を推進し、元気回復（リフレッシュ）を図ります。

実費等の一部負担有

□問い合わせ先

長寿課包括支援係 TEL：62-5111（内線16・23）

⑮生活支援ハウス運営事業（生活支援ハウス長寿園）

60歳以上のひとり暮らし、夫婦のみの世帯及び家族による援助が困難であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある方に対して、介護支援機能、居住機能、及び交流機能を総合的に提供することにより、安心して明るい生活が送れるよう支援します。※冬期利用の方の募集は8月中。

利用者負担 収入状況による

□問い合わせ先

長寿課包括支援係 TEL：62-5111（内線16・23）

⑯認知症対応型通所介護（介護保険サービス）

認知症の高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネジャーか、市介護保険係にお尋ねください。

□問い合わせ先

長寿課介護保険係 TEL：62-5111（内線25・26・60）

⑰通所介護（介護保険サービス）

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネジャーか、市介護保険係にお尋ねください。

□問い合わせ先

長寿課介護保険係 TEL：62-5111（内線25・26・60）

⑱通所リハビリテーション（介護保険サービス）

介護老人保健施設や病院・診療所で日帰りの機能訓練などが受けられます。介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネジャーか、市介護保険係にお尋ねください。

□問い合わせ先

長寿課介護保険係 TEL：62-5111（内線25・26・60）

⑲小規模多機能型居宅介護（介護保険サービス）

小規模な居宅型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスを柔軟に受けられます。介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネジャーか、市介護保険係にお尋ねください。

□問い合わせ先

長寿課介護保険係 TEL：62-5111（内線25・26・60）

⑳訪問リハビリテーション

リハビリ（機能回復訓練）の専門家が訪問し、リハビリを行います。介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネジャーか、市介護保険係にお尋ねください。

□問い合わせ先

長寿課介護保険係 TEL：62-5111（内線25・26・60）

㉑福祉用具貸与（認知症高齢者徘徊感知機器含む）（介護保険サービス）

日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルするサービスです。また認知症高齢者が徘徊された場合にお知らせする機器等もあります。介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネジャーか、市介護保険係にお尋ねください。

□問い合わせ先

長寿課介護保険係 TEL：62-5111（内線25・26・60）

②②訪問介護（介護保険サービス）

ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行います。介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネジャーか、市介護保険係にお尋ねください。

□問い合わせ先

長寿課介護保険係 TEL：62-5111（内線25・26・60）

②③訪問入浴介護（介護保険サービス）

移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネジャーか、市介護保険係にお尋ねください。

□問い合わせ先

長寿課介護保険係 TEL：62-5111（内線25・26・60）

②④短期入所生活介護（介護保険サービス）

介護老人福祉施設などに短期入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネジャーか、市介護保険係にお尋ねください。

□問い合わせ先

長寿課介護保険係 TEL：62-5111（内線25・26・60）

②⑤認知症対応型共同生活介護（介護保険サービス）

認知症の高齢者が共同で生活できる場（住居）で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネジャーか、市介護保険係にお尋ねください。

□問い合わせ先

長寿課介護保険係 TEL：62-5111（内線25・26・60）

②⑥介護老人福祉施設（介護保険サービス）

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設（特別養護老人ホーム）です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理を受けられます。介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネジャーか、市介護保険係にお尋ねください。

□問い合わせ先

長寿課介護保険係 TEL:62-5111(内線 25・26・60)

⑰老人クラブ

地域の高齢者（おおむね 60 歳以上の市内在住の方）が集まり、仲間づくりをとおして、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行います。軽スポーツや芸術活動のほか、友愛活動（子どもの登下校見守り、独居老人世帯への声掛けなど）や道路清掃などのボランティア活動も行っています。

□問い合わせ先

市民センター生涯学習スポーツ課 TEL：62-4413（代表）

⑱サロン・高齢者交流会等

地域の高齢者（一人暮らし老人等）や障害のある人も含め、普段なかなか外出することのできない人が、ボランティア（仲間だけでも良い）と定期的に地域で集まり、茶話会や食事会、行事などを通じて、交流を深め、仲間づくりをする「場」です。また、一人暮らしの老人などは、外に出ることにより孤独感の解消、健康管理にもつながります。遠野市内で開催されているサロンは、次のとおりです。

サロン名	運営主体
ふれあいホーム遠野	社協遠野支部
こがらせ園	社協土淵支部
笛吹き園	笛吹きの園実行委員会
あやおり園	あやおり園実行委員会
駒木ふれあいホーム	駒木老人クラブ
寿会	寿会
いちいの会	遠野 6 区自治会
宮代ふれあいの会	ふれあいの会
ふれあいホーム館川原	館川原自治会
ふれあいホームかかし	ふれあいホームかかし
ふれあい農場	遠野 13 区自治会
鷹鳥屋いきいきサロン	鷹鳥屋老人クラブ
ほがらか会	ほがらか会
長野いきいきクラブ	長野老人クラブ
ふれあいサロン沢田	鱒沢 3 区自治会
いこいの家たっそべ	いこいの家実行委員会
ホットサロン上宮守	ホットサロン上宮守運営委員会
めがね橋サロン新町	めがね橋サロン運営委員会



めがね橋サロン下郷	下郷ふれあいの会
いきいき6区	いきいき6区運営委員会
寿サロン中斉	寿サロン中斉運営委員会
柏木平サロン	柏木平サロン運営委員会
サロンますざわ6区	鱒沢5区自治会
福寿草サロン岩根橋	福寿草サロン岩根橋
ふれあいサロンあらやまえ	ふれあいサロンあらやまえ運営委員会
さくらサロン船渡	さくらサロン船渡運営委員会
ふれあいの丘迷岡	ふれあいの丘迷岡運営委員会

また、高齢者交流会は、ひとり暮らし等在宅虚弱高齢者の自立生活支援と在宅介護者相互の意見交換を目的に、社協支部を実施主体として地区ごとに開催しています。

□問い合わせ先

遠野市社会福祉協議会 TEL：62-8459

#### ⑳なごみカフェ(認知症カフェ)

認知症や介護について介護経験者に相談したり、同じ悩みを持つ仲間と自由に話し合える場を提供します。認知症や介護でお困りの方だけでなく、家族を介護した経験のある方なども気軽に参加できます。

参加費 一人 300円

□問い合わせ先

なごみカフェ実行委員会事務局(グループホームとおの内) TEL:62-1271

#### ㉑シルバー人材センター

シルバー人材センターは、高齢者を対象とした、営利を目的としない会員組織の団体です。「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、事業を行う法人として位置づけられています。高齢者が、経験と能力を活かしながら、働くことを通じて地域社会に貢献し、生きがいと追加的収入を得ることを目的としています。入会等に関するお問い合わせは下記までお願いします。

□問い合わせ先

遠野市シルバー人材センター TEL:62-0577

#### ㉒ボランティア活動センター

ボランティアをしたい人や、ボランティアを募集したい人・団体に役に立つ情報を集め、提供いたします。ボランティアをしたい人とボランティアが必要な人をつなぐ窓口

です。また、ボランティア活動をする際に、安心して活動が行えるようにボランティア活動保険の手続きも行ってあります。

□問い合わせ先

ボランティア・市民交流サロン「ちょボラ」 TEL:63-3535

### ③②移送サービス(遠野市社会福祉協議会)

歩行が著しく困難で車イス等を使用している方や在宅の寝たきり老人等で、一般の交通機関を利用することが困難であるため社会生活に不便をきたしている方に対し、市内及び近隣市町村への移送サービスを行います。

・市内運行の場合

1回 1,000 円+(移動距離×20 円)×2(往復分)

・市外運行の場合

1回の利用の片道が1時間以内の場合 1,000 円+(移動距離×20 円)×2(往復分)※市外運行の場合は、利用時間により利用料が異なります。

□問い合わせ先

遠野市社会福祉協議会 TEL:62-8459

### ③③民間配食サービス

有料にて食事の配達を受けることができます。業者により1食の料金、配達エリアなど違いがありますので、まずは地域包括支援センターにお問い合わせください。

□問い合わせ先

地域包括支援センター TEL:62-5111(内線16・23)

### ③④生活支援有償サービス

有料にて掃除等の家事支援を受けることができます。業者によりサービスの内容、料金等違いがありますので、まずは地域包括支援センターにお問い合わせください。

□問い合わせ先

地域包括支援センター TEL:62-5111(内線16・23)

### ③⑤日常生活自立支援事業

高齢や障がい(知的障がい、精神障がい)により日常生活の判断能力に不安がある方に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどのお手伝いをします。本事業は、『契約』に基づきサービスが提供されるため、契約能力(具体的な援助内容の理解力)が必要です。

□問い合わせ先

遠野市社会福祉協議会 TEL:62-8459

### ③⑥成年後見制度

認知症の高齢者の方や、知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分な方の財産管理や契約などをご本人に代わって支援する制度です。

□問い合わせ先

地域包括支援センター TEL:62-5111(内線 16・23)

### ③⑦認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターでは、主に認知症に関する住民からの相談対応、専門医療の提供、かかりつけ医や地域包括支援センターとの連携等を行います。

□問い合わせ先

認知症疾患医療センター(岩手医科大学附属病院) TEL:019-651-5111

### ③⑧認知症サポート医

認知症サポート医は、認知症の方の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となります。「認知症」は脳の病気です。受診して、正しい治療を受ければ、症状を改善したり、進行を遅らせることもできますし、原因によっては治ることもあります。ご本人やご家族の方で、もの忘れや認知症が気になるなどと思ったら、早めにお近くの認知症サポート医へご相談ください。相談にあたっては、原則、診察料がかかります。また、診療時間や診療内容等については、医療機関により異なりますので、受診する際には、医療機関へお問合せください。

認知症サポート医の名簿は、岩手県のホームページに掲載されています。

□岩手県ホームページ <http://www.pref.iwate.jp>

### ③⑨サービス付高齢者住宅

サービス付き高齢者住宅とは、「高齢者住まい法」の改正により創設された介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。入居に際しての条件等は、事業者へ直接お問い合わせください。

□問い合わせ先

地域包括支援センター TEL:62-5111(内線 16・23)

### ④⑩地域包括支援センター

地域で暮らす方々を、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から支えます。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが中心となって総合的な相談に応じます。いつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるよう、地域包括支援センターをご利用下さい。

□問い合わせ先

地域包括支援センター TEL:62-5111(内線 16・23)

④1 在宅介護支援センター

地域の相談窓口として、地域包括支援センターと連携を取りながら各種相談に応じます。高齢者世帯などを訪問し、必要に応じて適切なサービスや事業の紹介、利用についてのお手伝いを行います。「どこに相談すればいいかわからない」という内容についても相談いただければ適切な相談機関などを紹介します。

□問い合わせ先

遠野市在宅介護支援センター

名 称	担当地域	電 話
在宅介護支援センター遠野	遠野町(12・13 区を除く)	63-1328
在宅介護支援センター松崎	松崎町・遠野町 12・13 区	60-1331
在宅介護支援センター小友・綾織	綾織町・小友町・宮守町鱒沢	68-2460
在宅介護支援センター附馬牛・土淵	附馬牛町・土淵町	64-2077
在宅介護支援センター上郷・青笹	上郷町・青笹町	65-3680
在宅介護支援センター宮守	宮守町宮守・宮守町達曾部	67-2265

相談方法	①電話相談、②訪問相談(支援センター職員がお伺いし、相談に応じます)、③面接相談(支援センター内で相談に応じます)
相談時間	24 時間受け付けています。※土日及び祝祭日、夜間(午後 5 時 30 分～翌朝 8 時 30 分まで)は、62-5112 にダイヤルしたもののみ「グループホーム長寿庵」の職員が相談内容の受付のみを行います。
相談料	無料です。

在宅介護支援センターは、行政(地域包括支援センター)と連携を取りながら、様々な相談に対応し、相談内容などの秘密は厳守します。

**【お問い合わせ先】**

遠野市 長寿課 包括支援係

電話：0198-62-5111（内線 16・23）